

筑後市人権教育・啓発基本指針

2016（平成28）年3月

筑 後 市

はじめに

筑後市では、1995（平成 7）年に「人権尊重のまち宣言」の議会決議、「あらゆる差別をなくすことをめざす人権擁護条例」を制定、2002（平成 14）年に「人権教育のための筑後市行動計画」を策定し、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会を目指して、人権教育・啓発に関する取組みを進めてまいりました。

しかしながら、全国的には、学校、地域、家庭、職場など社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、しょうがい者、外国人等に対する偏見や差別が依然として存在しています。

さらに、インターネットを悪用した人権侵害やハラスメントなど社会情勢の変化に伴う新たな人権問題も発生しており、人権意識の高揚は豊かな市民生活を実現するための極めて重要な課題となっています。

そこで、筑後市では 2013（平成 25）年に「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。今回、この調査結果を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の責務として「筑後市人権教育・啓発基本指針」を策定いたしました。

この指針は、本市におけるすべての行政分野において、総合的かつ計画的に人権施策を推進していくための基本的方向を示すものであります。今後は、この基本指針に基づき、行政職員の意識高揚を図りつつ、市民の皆様とともに、差別のない、人権が守られる平等な社会の実現をめざし、人権施策を推進していかねばならないと考えています。

最後になりましたが、本指針策定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただきました筑後市人権教育・啓発基本指針策定委員会の皆様をはじめ、関係機関の皆様、市民意識調査にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

2016（平成 28）年 3 月

筑後市長 中村 征一

目次

第1章	人権教育・啓発基本指針策定の背景と趣旨	1
1	人権教育・啓発基本指針策定の背景	1
	(1) 国内外の動向	1
	(2) 筑後市における取り組み	2
2	人権教育・啓発基本指針策定の趣旨	4
	(1) 総合行政としての人権施策の必要性	4
	(2) 市民意識調査、市民アンケート調査の結果から	4
	(3) 指針の位置付け	6
第2章	人権施策の基本理念	7
1	基本理念	7
2	基本理念具現化のための6つの方策	7
第3章	総合行政としての人権施策の推進	8
1	人権施策実施計画の策定	8
2	個別計画の見直し	8
3	職員の意識高揚	8
第4章	人権教育・啓発の推進	9
1	人権教育・啓発の必要性和留意点	9
2	人権教育・啓発の基本的視点	9
3	人権教育・啓発の展開	9
	(1) 生涯にわたり学び続ける人権教育・啓発の推進	9
	① 乳幼児期における人権教育・啓発の取り組み	9
	② 学校における人権教育・啓発の取り組み	10
	③ 社会教育における人権教育・啓発の取り組み	10
	(2) 市民との協働による人権教育・啓発の推進	10
	(3) 企業・事業者における人権教育・啓発の取り組み	10
	(4) 指導者の育成	11
第5章	人権課題への取り組み	12
1	同和問題	13
2	女性の人権問題	15
3	子どもの人権問題	17
4	高齢者の人権問題	19
5	障がい者の人権問題	21
6	インターネット等による人権問題	23
7	その他の人権問題	24
	(1) HIV感染者やハンセン病回復者などの人権問題	24
	(2) 外国人の人権問題	24
	(3) さまざまな人権問題	25
資料		26

第1章 人権教育・啓発基本指針策定の背景と趣旨

1 人権教育・啓発基本指針策定の背景

(1) 国内外の動向

20世紀の、二度にわたる世界大戦の体験により、人が人として幸せに生きていくごく当たり前の人権が根こそぎ奪い去られるという、人間として最も愚かな行為の猛省の中から国際連合は、1948（昭和23）年に「世界人権宣言」を採択しました。その前文の中に「人権無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし」とあり、人権侵害や人権無視が戦争を引き起こす一因であったとしています。そして、第1条では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定められています。

また、その後、世界人権宣言の内容を具体化した「国際人権規約」をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」や「児童の権利に関する条約」（以下、「子どもの権利条約」という）など多くの国際条約をつくりました。さらに、1995（平成7）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」と位置付け、すべての人々が人権を踏まえた行動をごく自然にできる社会、お互いの違いを認め合い共に生きることのできる社会の実現を求める具体的なプログラムとしての行動計画を示しました。

わが国は、1947（昭和22）年に国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法を制定し、以後、1956（昭和31）年には、国連加盟が承認され、国際社会の一員として人権に関するさまざまな条約を批准してきました。それに伴い国政の全般にわたり、人権に関する国内法が整備され、国際社会と協調しつつ、諸施策の推進が図られてきました。特に、わが国固有の人権問題である同和問題の解決のため「この問題の解決は国の責務であり、国民的課題である」という1965（昭和40）年の同和对策審議会答申を受け、1969（昭和44）年には「同和对策事業特別措置法」を施行し、数々の特別対策を実施してきましたが、これは日本における人権施策の大きな潮流となりました。

その後、2000（平成12年）年12月には、今日の人権教育・啓発推進のよりどころとなる「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

この第1条では「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする」と定めています。

福岡県においても、1998（平成10）年には知事を本部長として「人権教育の

ための国連10年福岡県行動計画」を策定し、計画の理念である人権という普遍的な文化を構築するために、これまでの同和教育や啓発活動で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、学校、地域、家庭、職域などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取り組みが進められました。

そして、2003（平成15）年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」の趣旨を踏まえ、県民一人ひとりが自分自身の課題として、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動が取れるよう、今後の教育・啓発を進める上での基本的方向を示す「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しました。この基本指針に基づき、人権教育・啓発に関して全庁的な連携を図り、総合的・計画的に推進していくために年度ごとの「実施計画」を策定し、取り組みを進めています。

さらに、障がい者の人権問題では、1981（昭和56）年を「国際障害者年」とし、1983（昭和58）年に「障害者のための国連10年」が始まりました。我が国では、1993（平成5）年に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、この基本法から全員参加の社会づくりを目指す「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。

福岡県においても、1995（平成7）年に「福岡県障害者福祉長期計画」が策定されました。

また、2006（平成18）年には、国は障害福祉サービスの一元化を主眼とした「障害者自立支援法」を施行し、障害福祉サービス等の提供を進めてきました。

なお、2013（平成25）年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法という）が成立し、2016（平成28）年から施行されます。

（2）筑後市における取り組み

筑後市では、人権が何よりも尊重される文化、平和、福祉国家の構築が急務であることを認識し、すべての市民の人権が等しく保障されるために必要な教育、啓発活動等の充実強化に一層努力することを確認しました。そのために1995（平成7）年3月に「人権尊重のまち宣言」の議会決議や1995（平成7）年12月に「筑後市あらゆる差別をなくすことをめざす人権擁護条例」を施行し、さらには2002（平成14）年3月に「人権教育のための筑後市行動計画」の策定を行いました。

7月の同和问题啓発強調月間には街頭啓発や同和问题・人権啓発推進大会、12月の人権週間には、人権を考える市民のつどいを開催し、講演会などを行い、市民の人権意識の高揚を図ってきました。

また、1984（昭和59）年6月には、筑後市人権啓発推進協議会を発足し、各種団体・企業・行政・学校・保育所（園）・幼稚園及び地域などと連携した取り組みを展開してきました。

さらに、人権セミナーなどの研修会も地域の課題を取り入れながら、多彩な内容で取り組みました。また、人権映画会では、人権に関する映画をとおして人権尊重の意識の向上を図ってきました。

今後も、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などのあらゆる人権問題の解決のため、多様な取り組みを継続しながら、時代に応じた、より効果的な人権教育・啓発活動の必要性を再認識し、市民一人ひとりが人権問題について正しい理解と認識を深めつつ、日常生活の中で人権への配慮が、態度や行動に現れるような人権感覚の育成を図っていきたいと考えています。

2 人権教育・啓発基本指針策定の趣旨

(1) 総合行政としての人権施策の必要性

第四次筑後市総合計画によると、次のように多岐にわたっています。

- ☞ 安全で快適な生活を支えるまちづくり
- ☞ 資源・環境にやさしいまちづくり
- ☞ 豊かな暮らしを支え活力を生み出すまちづくり
- ☞ いきいきと健康なまちづくり
- ☞ 創造性と豊かな心を育むまちづくり
- ☞ 協働によるまちづくり
- ☞ 新たな社会の形成へ向けて

これらすべてに共通する行政の使命は、市民の生命と安全を守るとともに、市民生活の向上を図り、幸せで住みよい筑後市を実現することです。この使命は、市民の人権、すなわち「かけがえのない命」であり、「自分らしく生きる権利」を守ることにあります。市政において人権に無縁の業務はひとつもないといえます。

これまで本市では、人権課題の解決に向けて、さまざまな人権施策を実施してきました。しかし、今日に至っても、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人の人権問題など多くの課題が残されています。

今後は、「総合行政としての人権行政」を推進していくために、市職員及び教職員がその責務者としての自覚をさらに高めるとともに、研修を深めることが大切です。そして、これまでの個々の取り組みの成果をあらゆる人権問題の解決に繋げていくことにより、市民が共に生き、共に支え合う「人権尊重のまちづくり」をめざし、人権施策の構築に取り組んでいかなければいけません。

すなわち、行政全部局が連携し、市民との協働を図りながら施策の展開をしていく必要があります。

(2) 市民意識調査、市民アンケート調査の結果から

① 人権問題に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）の結果 [2013（平成25）年10月実施]から

本市においては、行政施策に反映すべく、広く市民（無作為抽出：2,000人）を対象とした「市民意識調査」を実施しました。その結果からは、次のことが見て取れます。

ア 「人権」や「人権問題」に対して興味や関心がある（少しはあるを含む）市民が68.6%を占めており、7割近くの住民が人権問題に興味や関心を示していることとなります。一方で、関心がない（あまりないを含む）が30.2%を占めています。

イ 人権課題として、障がい者(45.4%)、女性(37.8%)、東日本大震災に起因する人権問題(36.6%)など、身近な問題に高い関心を示しています。これまで主要施策として取り組んできた同和問題(部落問題)への関心は32.5%になっています。これからも、身近な個別の人権問題を入り口にして、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を自らの課題として捉えるための教育・啓発の在り方や内容の検討が求められています。

ウ 同和問題(部落問題)については、誤った認識や偏見が見られるとともに、解決の重要な課題である「結婚問題の解決」について、「結婚は本人同士の問題なので反対はしないが、心情的には反対である」などの否定的な意見が見られ、正しい理解を促す教育・啓発が求められています。

エ さまざまな人権課題の解決のための方策として、地域社会の中で自己存在感(誇りや自信)を持って暮らせる環境づくりや相互交流(連携や協働)が求められています。

② まちづくりに対する市民アンケート調査(以下、「市民アンケート調査」という)結果[2015(平成27)年]から

この調査は、生活環境や行政サービスに対してどのような意識や意見があるのかを把握するため、市民(無作為抽出:6,000名)に尋ねたもので、市民の行政に対する期待や意識の傾向を表しています。

すなわち、人権施策の視点を探る指標となるものです。この中で市民は、次のような安心して心豊かに暮らせるまちづくりを特に望んでいると言えます。

ア 医療体制の充実など、健康保持の体制づくり

イ 防災・消防・救急体制の確保などの安全な地域づくり

ウ 道路や水路の整備などの安心して暮らせる地域づくり

エ 市内のバス路線(コミュニティバスを含む)の充実

一方、人権に関しては、この1年間に人権を傷つけられた市民の割合は20.6%(前年度17.9%)、人権を傷つけたことがある市民の割合は16.0%(前年度11.0%)であり、まだまだ、市民の間での人権尊重の意識が十分に定着しているとは言えません。

また、その差は4.6%(前年度6.9%)となっており、人権を傷つけたことに気づいていない人も多いと言えます。

③ 以上の二つの調査結果から言えることは、「自分は差別をしていない」、「他人が差別をしていても自分には無関係である」という姿勢につながり、これが差別を助長し、ひいては差別に加担するといった結果を招く恐れがあるなどの課題があります。

そこで、人権啓発を推進するにあたっては、人々の感性に訴える、深まりと広まりのある人権啓発が必要です。そのためには、啓発内容及び啓発手法の充実・拡充に配慮していかねばなりません。

また、知識の蓄積や表面的な心がけだけでは人権尊重の意識は定着せず、差別意識の変容も期待できません。差別をしないということが「知識」としてではなく「意識」として身に付き、物事を人権の感覚・発想で考え、実践的行動に結びつけることが重要です。

人権は市民が安心して自分らしく暮らせるまちづくりの基盤です。今後は、市民アンケート調査の結果を踏まえて、取り組みを進めていく必要があります。

(3) 指針の位置付け

本指針は、根拠法として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定された行政の責務や「第四次筑後市総合計画」の理念を受けて策定するものです。

今後は本指針を基本とし、総合行政として人権施策を展開していきます。

第2章 人権施策の基本理念

本市は、人としての尊厳が守られ、平和で、自由で、すべての市民が自分らしく暮らせるまちづくりをめざします。このことは、地方自治体の基本的命題であり、市民相互の間において共に尊重される「人権の尊重」こそが、まちづくりの基盤と考えます。

すなわち、市民一人ひとりが、人権について正しい理解を深めるとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同じように他人の人権をも相互に尊重し、その共生を図っていくことが重要であると考えます。

人権とは「人間の尊厳について、すべての人が生まれながらに持っているかけがえのない権利であり、いつでもどこでも、そしてすべての人に等しく保障されている基本的な権利」と規定します。そのため、市政のすべての部署のあらゆる業務を人権の視点で推進するため、次のことを基本理念とします。

1 基本理念

『すべての人が人としての尊厳が守られ、
だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり』
『すべての人が自分の個性や能力を活かして、
自分らしく幸せに暮らせるまちづくり』
『すべての人が互いの違いを認め合いながら、
多様な文化や価値観を尊重し、共に暮らせるまちづくり』

2 基本理念具現化のための6つの方策

- ・人権が尊重されるまちづくりをめざし、市民と行政が協働した事業の推進
- ・正確で適切な情報をわかりやすく伝え、情報が得にくい市民にも届く工夫
- ・市民ニーズの把握を図り、市行政へ活かすために市民の意見を聴く機会や場の設定
- ・施設の利用や行事等へ参加・参画しやすい環境づくりをハード面・ソフト面の両面からの推進
- ・市民が行政サービスを利用しやすくするために、各分野と連携を図った利便性の向上
- ・「市民の人権を実現する立場であること」を認識した人権行政の推進

第3章 総合行政としての人権施策の推進

1 人権施策実施計画の策定

本市では、この指針を受けて、人権施策実施計画を策定し、あらゆる人権課題の解決に向けた各部署の取り組みを横断的、積極的、計画的に推進していきます。

2 個別計画の見直し

現在、策定しているすべての個別計画について、その見直しを行う際には、本指針の理念が適切に反映されるように努めます。

また、新たに個別計画を策定するときも、総合行政としての人権施策の重要性を踏まえた取り組みを進めます。

3 職員の意識高揚

人権尊重の視点に立った行政を推進するために、市職員は豊かな人権感覚を養い、すべての施策において企画の段階から実施にいたるまで、市民の人権を守る責務者の視点に立ち、自らが「人権尊重のまちづくり」を実現するという自覚と使命感を持つことが求められます。

そのため、庁内における体系的な研修体制づくりを進め、各部署での業務や研修に人権尊重の視点を位置づけ、職員の業務内容の改善と人権意識の高揚を図ります。

第4章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育・啓発の必要性と留意点

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定しています。

また、「福岡県人権教育・啓発基本指針」では、「人権教育とは、基本的人権尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動であり、人権啓発とは、広く県民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものである。」と明記しています。

さらに、人権教育及び人権啓発を効果的に推進するためには、総合的かつ体系的な観点からの推進が必要であることが示されています。

これらのことを踏まえ、本市においては、学校・家庭・地域・企業・関係団体・行政が連携して、人権問題解決のために、さまざまな人権施策を取り組んできました。

今後も、筑後市人権啓発推進協議会、筑後市学校人権・同和教育研究協議会、各地域の関係機関・組織等が、有機的に連携し、市民一人ひとりの人権が守られる豊かな人権文化を創造していきます。

2 人権教育・啓発の基本的視点

- (1) 様々な人権問題について、市民一人ひとりが自分自身の生き方の課題としてとらえる人権教育・啓発の推進
- (2) 個別の人権課題の根底にある共通の構造を見極め、総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進
- (3) 生涯にわたり学び続ける姿勢を培う人権教育・啓発の推進
- (4) 知識にとどまらず、感性に訴え、共感を得る人権教育・啓発の推進

3 人権教育・啓発の展開

- (1) 生涯にわたり学び続ける人権教育・啓発の推進

「人権尊重のまちづくり」を実現していくためには、市民一人ひとりが人権問題を自らの生き方の課題としてとらえ、人権尊重の理念に対する理解を深め、日常生活のあらゆる場面において、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を育成していく必要があります。そのため、学校教育や社会教育などを通じ、それぞれの発達段階に応じた多様な機会の提供や効果的な手法を用いた人権教育・啓発を進めます。

- ① 乳幼児期における人権教育・啓発の取り組み

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期に豊かな感性と人権尊重の精神の芽生えを育むことが重要です。子どもが、健全で豊かな人間性を育てていくためには、保護者が、家族や周りの人との関わり、交流を大切にしながら、協力して健全な生活習慣を身に付けさせられるよう、地域ぐるみでの子育てを支援していくことが大切です。

保育園（所）・幼稚園における人権教育の推進にあたっては、人権を大切にした環境づくりや人間関係づくりに配慮しながら、人権を大切にすることを育てる教育・保育の一層の充実を図り、地域の実態に即した教育・保育を推進します。

② 学校における人権教育の取り組み

学校においては、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次取りまとめ〕」2008（平成20）年を基本に据え、児童生徒の発達段階に即し、学校教育活動全体を通して系統的な人権教育の充実を図ります。

また、人権教育の充実を図るために、教職員の人権尊重の理念に対する認識を深めるための研修に努めます。

さらに、児童生徒が自らの存在の大切さを認められていることが実感できる環境づくり、授業づくり、人間関係づくりを進めるとともに、地域や保護者に対して、児童生徒への実践と繋いで人権教育に取り組みます。

③ 社会教育における人権教育・啓発の取り組み

少数者の人権を守り、多文化、多様性を認め合う共生の心を醸成するために、子どもから高齢者までを対象に、多様な学習内容と機会を提供し、一人ひとりがお互いの人権を尊重するまちづくりの実現をめざします。

そのために、学校や地域などの関係機関・組織等と連携・協力して人権教育・啓発を推進します。

（2）市民との協働による人権教育・啓発の推進

生活に根差した身近な問題から様々な人権問題へつなぐ人権教育・啓発をめざし、多様な学習機会や市民相互の交流の場の設定とその充実を図ります。

「人権尊重のまちづくり」は、市民の参画と協力が不可欠です。地域の関係機関・組織等との協働で推進します。

また、市民生活とかかわりの深い行政職員、教職員、福祉関係者、医療関係者などの資質向上をめざす研修に取り組みます。

（3）企業・事業者における人権教育・啓発の取り組み

企業は、利益を最優先させるのではなく、社会的公正性を保ち、環境対策を施すなど、果たすべき社会的責任（CSR）を自覚して、経営者と従業員の人権意識の高揚を図っていくための継続的・計画的な研修が求められています。今後とも、利害関係者（ステークホルダー）や関連機関と連携し、企業内人権啓発推進者の育成、研修時における講師の派遣、情報、教材の提供などの取り組みを進めます。

(4) 指導者の育成

これまで、人権問題の解決は、行政の主要施策の一つと位置づけて、多くの講演会や研修会・セミナー・人権映画会などを開催し、市民に参加を呼びかけてきました。参加者も増えており、一定の成果は見られますが、年代別にみると参加者に偏り傾向が見られ、市民全体としての広がりという点では課題を残しています。

今後、参加者の偏りを無くし、人権問題が特別なものではなく、自らの生き方の問題であり、日々の生活に欠かせないものとして地域に根付いていくためには、地域の中から研修会の講師や啓発のリーダーをバランスよく育てていくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、人権教育・啓発活動に取り組む指導者の育成や関係団体への効果的な支援に努めます。

第5章 人権課題への取り組み

本市は、すべての市民が自分らしく幸せに生きるまちづくりをめざしてあらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを推進してきました。しかしながら、地域の中には未だに同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、インターネット上の誹謗中傷、その他の様々な人権問題が存在しています。

これらの人権問題は、本人や関係者にとっては、生活や生き方へ大きな影響を与える重要な個別的課題であると同時に、それぞれの人権問題の根底に「人間の尊厳」という共通の課題を有する普遍的課題でもあります。

これらの視点に立って、様々な人権課題に対する取り組みを推進し、知識や理解を深め、実践的な態度を培い、自らの生き方として根付いた豊かな人権文化の創造をめざします。

この指針では、次の人権問題を取りあげます。

- 1 同和問題
- 2 女性の人権問題
- 3 子どもの人権問題
- 4 高齢者の人権問題
- 5 障がい者の人権問題
- 6 インターネット等による人権問題
- 7 その他の人権問題
 - (1) HIV感染者やハンセン病回復者などの人権問題
 - (2) 外国人の人権問題
 - (3) さまざまな人権問題

1 同和問題

同和問題は、国民の一部の人々が、日本社会の歴史的過程の中で、不合理な差別を受け、長い間、経済的、社会的、文化的に厳しい状況に置かれ、今もなお、差別を受けているという、我が国固有の人権問題であり、また、日本国憲法が保障する人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する重大な社会問題です。

本市では、「同和問題の解決は、国（行政）の責務であり、国民的課題である」という認識の下、同和問題の解決を本市の重要な課題と位置づけ、関係機関・団体等と連携して、地域の劣悪な環境改善及び同和地区住民の生活・文化の向上や社会参加の機会の保障と促進を図るための事業に取り組んできました。

また、同和問題に対する正しい理解を促進するために、同和問題を重要な柱とした人権教育・啓発活動等を積極的に取り組んでいます。

主な施策としては、7月の同和問題啓発強調月間における「同和問題講演会」と「街頭啓発」、8月～10月の「人権セミナー」（全8回）、12月4日～10日の世界人権週間での「人権を考える市民のつどい」及び「講演会」、3月の「人権映画会」、年間を通じた広報誌による啓発、7月の「同和問題啓発強調月間」や12月の「世界人権週間」での横断幕掲示、2月の小・中学校における実践交流会等、多種多様な手法や媒体を活用して、市民の人権意識や社会的関心の高揚に努めています。

「市民意識調査」〔2013（平成25）年実施〕から

- 「同和地区の起源」に対する問いでは、未だに「異民族起源説」等の間違った考えを持っている市民が22.2%と、一定数存在していることがうかがえます。

また、住民の40.8%は、「江戸時代に作られた身分制度が元になって被差別地域ができた」と考えています。

これは、過去の学校における指導内容に係る結果ですが、近年の新しい研究の成果から「被差別地域がどのようにできたかについては、地域的な違いがある」ということが明らかになり、学校における指導内容も変化してきました。

今後の人権教育・啓発の中で、過去の知識の誤りを是正し、新しい知識を伝えていくことが求められています。

- 「結婚問題についての考え方」については、「結婚は本人同士の問題であり、何のこだわりもない」を選んだ人が57.3%と、前回調査時を上回っています。また、数値が低年齢層ほど高くなっていることから、部落差別解消に向けた様々な取り組みの成果が表れてきていると思われます。

しかし、「結婚は本人同士の問題なので反対はしないが、心情的に反対である」

「結婚は家族全員の問題なので、できるならやめてほしいと思う」「結婚は家族全員の問題なので、絶対にやめてほしい」などの部落差別を含む考えを選んだ人が23.1%を占め、「よくわからない」を選んだ人を合わせると39.5%になります。

この結果から、結婚に反対されたり、スムーズに結婚できたとしても、その後の結婚生活に部落問題が影響したりする可能性が予測されます。住民啓発の在り方の検討が必要です。

- ☛ 「同和問題に関する知識や情報の得方」については、「学校教育を通して得た」が 54.0%と最も多く、特に 44 歳以下の年齢では約 85%になっています。これは同和教育の広がりの結果といえます。

また、「同和問題に関する知識や情報をほとんど持っていない」という人が、9.9%見られ、その人たちにどのように同和問題を伝えていくか、検討すべき問題です。

今後、正しい知識を伝えるため、職場での研修の充実や啓発行事の実施場所や時間帯等に関し、様々な工夫が必要であると思われます。

- ☛ 「これからの人権・同和教育の在り方」については、「同和問題を中心に、人権教育を進めて欲しい」を選んだ人の割合は 13.0%にとどまっていますが、「20～24 歳」が 28.6%と、年齢層が下がるほど高くなっています。このことから、若い世代の中に、同和教育の重要性の認識が広がっていることがうかがえます。

しかし、「同和問題は基本的に解決しているので、同和問題以外の人権問題に関する教育を進めてほしい」を選んだ人が 9.0%、「学校が人権・同和教育に取り組む必要はない」を選んだ人も 7.2%います。

国の同和对策審議会の答申（1965 年）とその後の「特別措置法」による部落差別をなくし、人権課題を解決するための様々な対策の意義や成果、及び部落差別の厳しい現実などが、十分に理解されていないという課題があります。

- ☛ 「同和問題解決のための今後の行政施策」については、「同和地区住民の生活実態を踏まえ、残された事業に積極的に取り組んで欲しい」「市民対象の啓発活動に積極的に取り組んで欲しい」「差別の規制や、差別被害者の救済などの課題に取り組んで欲しい」など、行政の取り組みの継続を願う三つの選択肢を選んだ人を合わせると 66.3%で、「同和問題は基本的に解決しているので、取りまなくてよい」を選んだ人の 13.6%を大きく上回っています。多くの市民が、同和問題について、行政の積極的な取り組みの継続を望んでいるといえます。

これからの施策として

- ☛ 「筑後市人権啓発推進協議会」と「筑後市学校人権・同和教育研究協議会」の連携を図り、効果的な教育実践・啓発活動を推進します。
- ☛ 「市民意識調査」〔2013（平成 25）〕年の結果を踏まえ、同和問題に関する正しい知識を伝え、市民の人権意識の向上を図ります。
- ☛ 人権教育・啓発推進のリーダー養成を図ります。
- ☛ 人権教育・啓発に取り組む関係機関・団体との連携を図り、支援を行います。
- ☛ 隣保館・教育集会所・集会所の機能の充実・強化を図り、生活自立支援や啓発活動を推進します。
- ☛ えせ同和行為の排除に向けた取り組みを行います。

2 女性の人権問題

日本国憲法において、個人の尊重、法の下での平等が保障され、これまで、男女平等の実現に向けて様々な取り組みや運動が行われてきました。

その結果、法律や制度上は、男女平等になってきています。しかし、日本の男女の格差を見ると、教育水準、健康度等の女性の能力は、世界のトップクラスであるにもかかわらず、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数(GGI)は、先進国の中で最下位〔2014(平成26)年〕という状況です。

その背景には、男性優位の国民の意識が見られます。未だに従来の男女の地位の不平等観や「男は仕事・女は家庭」等と、男性・女性という性別を理由として、固定的に分ける考え方が根強く残っており、女性に対する差別や偏見・固定観念が解消されていません。

特に、近年、セクシャル・ハラスメント(セクハラ)、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為など、主に女性に対する人権侵害が顕在化し、社会問題となっています。また、就業の場などでの差別的処遇の問題も指摘されています。社会のあらゆる分野において、対等な構成員として、性別に関係なく個性と能力を十分発揮し、誰もが生き生きと輝く男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、2009(平成21)年4月に「筑後市男女共同参画推進条例」を施行し、総合的、計画的に様々な取り組みを展開しています。

「市民意識調査」から

- 「女性の人権に関することがらで、特に問題であると思うもの」として『男は仕事で女は家事や育児』といった男女の役割分担意識を選んだ人が40.4%と最も多く、次いで、「女性の社会進出を支援する制度が未整備なこと」の37.5%、「私的関係における男性の暴力的対応やストーカー問題」の37.0%、「職場や学校における差別待遇」の28.3%の順になっています。
- 「問題と思うことがらは特にない」と回答した人が全体で、14.9%に達していることは、今後の男女共同参画社会の推進にあたって留意しなければならない結果だと言えます。
- 年齢層別の傾向を見ると、「25～44歳」の年齢層が「女性の人権に関することがらで、特に問題であると思うもの」として最大値を示しているのは「女性の社会進出を支援する制度が未整備なこと」の50.3%で、続いて『男は仕事で女は家事や育児』といった男女の役割分担意識が47.2%です。「45～64歳」で最大だったのは、『男は仕事で女は家事や育児』といった男女の役割分担意識で、41.0%です。
- 「職場や学校における差別待遇」「職場や学校における性的嫌がらせ」「私的関係における男性の暴力的対応やストーカー問題」の三つはいずれも「20～24歳」が最大になっており、女性の人権に対する若い年齢層の問題意識の高さを表しています。

- ☛ 「男は仕事で女は家事や育児」というような情報が女性の人権を否定するものであるかどうかの判断基準が、「20～24歳」の年齢層とそれ以上の年齢層の間に違いがあるといえます。この年齢層の認識の違いは、近年取り組みが強化されている「男女共同参画社会」の推進に対する、若年層の関心の高さの表れであると言えます。

これからの施策として

- ☛ 「第4次筑後市男女共同参画計画」に基づき男女共同参画の社会環境づくりを進め、「男女が共に支え合うまちづくり」を推進します。
- ☛ 女性に対する暴力の根絶のため「筑後市DV対策基本計画」に基づき取り組みを進め、DV対応・対策の充実を図ります。
- ☛ 女性に対する差別、偏見、固定的性別役割分担意識などをなくし、女性の人権が確保されるよう、家庭、就労、教育等のあらゆる場で啓発を進めます。
- ☛ 女性差別・不平等な取扱などの相談の充実を図り、仕事と家庭・地域活動が両立できるような啓発、条件整備などに取り組みます。
- ☛ 男女が共に参画する社会環境をつくるため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- ☛ 男女共同参画の取り組みを支援するため、市民と行政が協働する推進体制の整備を図ります。

3 子どもの人権問題

1989（平成元）年の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「子どもの権利条約」が採択され、我が国も1994（平成6）年4月に、この条約を批准しました。

さらに、2000（平成12）年に被虐待児童の早期救済をめざす「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

また、社会問題化しているいじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、2013（平成25）年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

なお、2014（平成26）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための貧困対策が総合的に推進されることとなりました。

「子どもの権利条約」では、子どもの人権として、『生きる権利』『守られる権利』『育つ権利』『参加する権利』を規定し、次世代を担う子どもが個性豊かに、健やかに成長する社会を求めています。

子どもは豊かな人間関係の中で育成され成長することで、他人への思いやりの心を育み、人権意識を形成していきます。また、子ども一人ひとりが人格を持った人間として最大限に尊重されなければなりません。しかし、現実にはいじめや、児童虐待など深刻な問題が発生しています。

本市では、学校の教育環境整備はもとより、エンジョイ広場などの開かれた学校づくり、教育支援教室「スマイル」での支援活動の推進や子ども会活動の充実、青少年の非行防止のための施策、保育サービスの充実、子育て支援拠点施設・学童保育所の整備など、子どもの健全育成と子育て支援などの諸事業を進めてきました。

「市民意識調査」から

☛ 「子どもの人権に関することからで、特に問題があると思われるもの」として、「保護者による育児放棄や虐待」を選んだ人が76.6%、「いじめ問題」を選んだ人が76.1%と高い数値を示しています。

続く「児童買春児童ポルノなどの犯罪行為」を選んだ人は45.1%となっています。

☛ 性別の傾向をみると、「いじめ問題」を選んだ割合で、6.2ポイント、「教師による体罰問題」で9.1ポイント、女性の方が高くなっていますが、他の項目については、大きな差は見られません。

☛ 年齢層別の傾向を見ると、すべての年齢層で、それぞれの課題に対する回答が7割前後と、非常に多いことから、すべての人々が子どもの人権に対する関心が強いと言えます。

しかし、年齢層別の特徴として、「児童買春児童ポルノなどの犯罪行為」や「子

どもにとって有害な暴力的表現や性的情報が多いこと」を選んだ人の割合が、「20～24歳」で、他の年齢層よりも低くなっており、若い世代への人権教育・啓発を充実させることは今後の課題です。

これからの施策として

- ☞ 文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次取りまとめ]」が提起するように各学校における教育活動全体を通じて、人権教育の推進を図ります。
- ☞ 「子どもの権利条約」等の活用を通じて、子どもの人権を尊重する研修・啓発を図ります。
- ☞ 「筑後市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、行政と各関係団体等が連携し、“子育てのよろこびを感じられる筑後市づくり”をめざします。
- ☞ 子どもの安全・防犯対策の充実・推進を図ります。
- ☞ 児童虐待防止体制の充実・推進を図ります。
- ☞ 子育て支援に関する学習機会や情報の提供及び相談体制の充実と、不登校児童生徒や保護者の抱える心の問題や悩み、不安などの解消を図るなどの支援を行います。
- ☞ 保育所（園）・幼稚園をはじめ小・中・高教職員などに対する人権意識を育む研修、並びに子どもの人権に配慮した支援を行います。

4 高齢者の人権問題

我が国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、既に人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者になっており、2015（平成27）年版高齢社会白書によれば2035（平成47）年には3人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されます。こうした状況の中、高齢者が就職の機会を奪われる就職差別、アパート・マンションへの入居拒否、介護施設などにおける身体的・心理的虐待、あるいは、高齢者の家族などによる無断の財産処分（経済的虐待）、悪徳商法や振り込み詐欺等の高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

国連総会において、1999（平成11）年を「国際高齢者年」とする決議がされ、我が国でも1998（平成10）年7月、「国際高齢者年」における取り組みの基本的考え方について、関係省庁の申し合わせがされました。この間1995（平成7）年12月には、「高齢社会対策基本法」が施行され、翌年7月、同法を受けて、「高齢社会対策大綱」が作られました。

また、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることから、2006（平成18）年4月には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

本市における高齢化率は25.2%〔2015（平成27）年3月〕となっており、今後とも高齢化の進行が予測されます。

高齢者が、安心して、誇りを持って暮らせる地域社会の構築と健康寿命の延伸を含めた介護サービス体制等の確立が不可欠であるといえます。

本市では、「筑后市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」にそって、総合的、計画的に高齢者が安全に安心して生活できるまちづくりをめざして施策を展開しています。

「市民意識調査」から

- ❖ 「高齢者の人権に関することからで、特に問題があると思うもの」として全体的には、「高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺」を選んだ人が最も多く、74.0%に達し、「高齢者の一人暮らしが多いこと」を選んだ人も51.3%います。
続いて多かった「高齢者を対象とした介護・福祉・医療施設や制度が未整備なこと」を選んだ人は、44.5%となっています。
- ❖ 性別の傾向を見ると、「高齢者の一人暮らしが多いこと」の項目では女性の方が5.9ポイント高くなっていますが、他の項目については大きな差はみられません。
- ❖ 年齢層別の傾向をみると、「65歳以上」の年齢層がそれぞれの選択肢を選んだ割合は、「高齢者の一人暮らしが多いこと」以外は、他の年齢層よりも低い数字に終わっていることが特徴的です。
- ❖ その他の項目では、「バリアフリーが不十分なため外出の際に不便であること」を選んだ人が24.8%、「社会の情報化から取り残されてしまうこと」を選んだ人が26.2%となっています。

これからの施策として

- ☞ 「筑後市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき“いきいきと健康で、ささえあいのまちづくり”をめざします。
- ☞ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の目的に沿って施策を推進します。
- ☞ 高齢者の権利擁護、虐待防止のための啓発や研修を実施します。
- ☞ 高齢者に対する様々な問題を早期発見するための体制を充実させ、関連機関等と連携した問題解決のための支援ネットワークを構築します。
- ☞ 施策の推進にあたっては、行政、保健、医療、介護及び福祉関係者など多職種間で連携し市民との協働を図ります。
- ☞ 世代間交流を促進・支援します。
- ☞ 認知症に対する正しい理解など、高齢者の人権に対する教育・啓発に努めます。
- ☞ 認知症高齢者や独居高齢者等支援を必要とする高齢者の見守り体制の強化・構築に取り組みます。
- ☞ 高齢者の能力・意欲に応じた多様な就職の機会の確保をめざします。

5 障がい者の人権問題

我が国は、これまで、1993（平成5）年3月に作られた「障害者対策に関する新長期計画―全員参加の社会づくりをめざして―」や1995（平成7）年12月に採択された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」に基づき、「障害のある人も地域の中で普通の生活ができる社会に」というノーマライゼーションを基本理念の一つとする障害者施策を進めてきました。

2011（平成23）年には、障がい者の権利の保護に関する国際的動向等を踏まえ「障害者基本法」を一部改正し、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的として掲げ、2013（平成25）年9月に策定した「障害者基本計画（第3次）」にそって、取り組みを進めています。

また、障がいのある人に対する虐待を防止することなどを目的として、2012（平成24）年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、さらに、2013（平成25）年6月には、「障害者差別解消法」が成立し、2016（平成28）年4月に施行されます。

しかし、現実には、障がいのある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいええず、その結果として障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、共生社会は十分に実現されているとはいえない状態にあります。

本市では、2007（平成19）年から筑后市障害者等相談支援事業を実施し、障がい者やその家族からの相談に応じた助言・情報提供を行うなど、地域生活や社会参加に向けた自立ができるように支援を行ってきました。

「市民意識調査」から

- 「どの人権問題に関心がありますか」の設問では、「障がい者の人権問題」を選んだ人が45.4%と最も高い数値を示しています。
- 「障がい者の人権に関することからで、特に問題であると思うもの」として全体的には、「就労保障が不十分なこと」を選んだ人が49.3%と最も多く、次いで、「障がい者に対する差別的言動など、その人格が尊重されないこと」が42.3%、「バリアフリーが不十分なため、外出の際に不便であること」が32.8%です。
- 特に問題であると思う内容についての年齢層別の傾向を見ると、6つの具体的項目の内、「障がい者を対象とした介護・福祉・医療施設や制度が未熟なこと」「体育・文化活動や地域行事等に参加するためのサポートが不十分なこと」「行政からのお知らせなど、公的な情報が伝わりにくいこと」の三つの項目で、「20～24歳」が最も低い数字を示していることが特徴的です。
- 性別の傾向を見ると、「体育・文化活動や地域行事等に参加するためのサポートが不十分なこと」を選んだ割合は、女性の方が5.8ポイント高く、それ以外は男女の意識差はほとんど見られません。

これからの施策として

- ☞ 「筑後市障害者基本計画」に基づき施策の推進を図ります。
- ☞ 障がい者への差別や偏見の解消に向けて、教育・啓発に努めます。
- ☞ 公共施設などの整備にあたっては、障がいの有無に関わらず、すべての住民が行動しやすい環境づくりを進めます。
- ☞ 障がい者の権利擁護、虐待防止・就労保障のための啓発や研修を推進します。
- ☞ 障がい者に対する様々な問題を早期発見するための体制を充実させ、関連機関等と連携した問題解決のための支援ネットワークを構築します。
- ☞ 「障害者差別解消法」を踏まえた「職員対応要領」の作成や「障害者差別解消支援地域協議会」（仮称）の結成に努めます。

6 インターネット等による人権問題

インターネット等の普及により、私たちは多くの情報に、より容易に接することができるようになりました。しかし、一方では、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が増加しています。

インターネット等による人権侵害の防止は、利用者一人ひとりのモラルにかかっています。インターネット等の利用者に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

本市では、2009（平成 21）年に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」に基づき、学校や地域での啓発を進めています。

「市民意識調査」から

- ☛ 「インターネット等による人権侵害に関することからで、特に問題があると思うもの」として、全体的には、「個人情報の流失を招くこと」を選んだ人が最も多く、62.1%、次いで、「ネット上の発言が原因となり、さまざまなトラブルが起ること」を選んだ人が 58.0%、「様々な犯罪に巻き込まれる危険があること」を選んだ人が 53.0%という結果がでています。
- ☛ 性別の傾向を見ると、6つの具体的課題の内、「個人情報の流失を招くこと」を選んだ割合で、7.1 ポイント、「ネット上の発言が原因となり、さまざまなトラブルが起ること」を選んだ割合で 6.8 ポイント女性が選んだ割合の方が高くなっていますが、「差別を助長したり、煽ったりするような表現・情報が多いこと」を選んだ割合では、男性の方が、5.0 ポイント高くなっています。
- ☛ 年齢層別の傾向を見ると、「65 歳以上」の年齢層は、「特に問題と思うことがらはない」と回答した人の割合が、他の年齢層のほぼ 3 倍にあたる 15.0%になっており、ネット社会との距離があることがうかがえます。

また、「20～24 歳」の年齢層は、「差別を助長したり煽ったりするような表現・情報が多いこと」を選んだ割合は他の年齢層よりも多くなっていますが、「さまざまな犯罪に巻き込まれる危険性があること」「年齢に無関係にすべての情報にアクセスできること」「ネット上の発言が原因となり、さまざまなトラブルが起ること」の 3つの項目については、「25～45 歳」の年齢層よりも 10 ポイント前後低い数字になっています。

これからの施策として

- ☛ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」に基づき、安心・安全な環境づくりを推進します。
- ☛ インターネット等による人権侵害の実態を踏まえ、他の自治体や関係機関と連携して相談事業や人権侵害救済についての取り組みを進めます。
- ☛ 各種事業を通してインターネット等の使用におけるモラルやリスクについて

の啓発を推進します。

- ☞ 一般のインターネット等利用者などに対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ☞ インターネット等を利用する児童生徒への指導及びその保護者に対して、スマートフォン・携帯電話等へのフィルタリングサービス利用等の啓発を推進します。

7 その他の人権問題

(1) HIV感染者やハンセン病回復者などの人権問題

エイズウイルス（HIV）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況です。これらの感染症にかかった患者・回復者やその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見によって、日常生活、職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける問題がおきています。

エイズウイルス（HIV）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。国においては1998（平成10）年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、感染症患者等の人権を尊重した予防及び医療に関する総合的な施策が推進されることを基本理念としています。

ハンセン病はらい菌という細菌による感染症ですが、感染発病することは、極めてまれで、しかも、万一発病しても、現在では治療法も確立し早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

このように、適切な治療により完治する病気であったにもかかわらず、国の政策で故郷や家族などとの関係を絶たれ、社会からの隔離を強制されてきた経緯があります。さらに、ハンセン病回復者やその家族に対する誤った認識により社会参画が阻まれるなどの課題が残されています。

本市でも、今後、正しい理解を深めるための教育・啓発に一層取り組んでいく必要があります。

(2) 外国人の人権問題

外国人であることを理由に、アパートへの入居や公衆浴場での入浴を拒否されるなどといった問題が生じています。また、特定の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われるという事案が発生しています。このことは、ヘイトスピーチであるとしてとりあげられ、社会的関心を集めています。こうした行為は、より深刻な人権侵害につながる恐れがあります。

今後も国際化が進む中で、本市に在住する外国人の数も確実に増加することが予想されます。在住外国人は、地域社会をともに構成する大切なメンバーです。文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し偏見や差別を

無くしていく必要があります。

本市においても、お互いの言語、宗教、習慣等の違いを尊重し、お互いを知り、学びあい、新たな文化や豊かな地域社会を創造する「多文化共生社会」づくりのための教育・啓発を進めます。

(3) さまざまな人権問題

これまで述べてきた人権問題のほか、アイヌの人々、犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ホームレス、性的マイノリティ、人身取引、東日本大震災に起因する偏見や差別、ヘイトスピーチなど、さまざまな人たちの人権問題について、社会的関心が大きな高まりを見せています。

これらの問題に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発を進めます。

人権問題が多様化、複雑化している現在、人権教育・啓発は、それぞれの人権問題を個別に理解・認識し、それぞれの課題をしっかりと踏まえた上で、あらゆる人権問題に共通する「かけがえのない命」と「人間の尊厳」を守る視点で、取り組んでいきます。

— 資 料 —

- 世界人権宣言 P 2 7
- 日本国憲法 (抄) P 3 3
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 P 3 7
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議 . . P 3 9
- 筑後市あらゆる差別をなくすことをめざす人権擁護条例 P 4 0
- 「人権尊重のまち宣言」を求める決議 P 4 2

世界人権宣言

1948(昭和23)年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、

国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

1946（昭和21）年11月3日交付

1947（昭和22）年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000（平成12）年12月 6日法律第147号

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育および人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

衆議院・法務委員会、２０００年（平成１２年）１１月１５日採択

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育および人権啓発に関する基本計画の策定にあたっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院・法務委員会、２０００年（平成１２年）１１月２８日議決

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講じること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定にあたっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組みに努めること。

筑後市あらゆる差別をなくすことをめざす人権擁護条例

平成7年12月25日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、「すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の基本理念にのっとり部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人、いじめ等、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による「人権尊重のまち」の建設をめざし、もって明るく住みよい筑後市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしないよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力のうえ推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、調査等を行うものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「人権尊重のまち宣言」を求める決議

すべての人間は、生まれながらにして平等の関係になければならない。

また、一人一人の基本的人権は人類普遍の原理であり、国民の永久の権利として憲法によって保障されていると同時に、これを保持するために不断の努力をすることが国民の義務であるとしている。

しかるに、我々のまわりには部落差別や女性差別、障害者差別、人種・民族差別、いじめなど多くの差別や人権侵害が存在している。

本市では、「差別のない人権尊重のまちづくり」をめざし、昭和60年から「身元調査おことわり運動」等を推進し、その解消を図ってきた。

よって、本市議会は、人権が何よりも尊重される文化、平和、福祉国家の構築が急務であることを認識し、すべての市民の人権が等しく保障されるために必要な教育、啓発等の活動の充実強化に一層の努力を行うことを確認し、ここに本市が「人権尊重のまち宣言」をすることを求める。

以上、決議する。

平成7年3月23日

福岡県筑後市議会

筑後市人権教育・啓発基本指針策定委員名簿

委嘱日 平成 27 年 3 月 23 日

(順不同 敬称略)

役職名	氏名	備考
委員長	堀内 忠	
副委員長	森山 早苗	
委員	吉山 トシ子	
委員	古賀 義光	
委員	田中 かおる	
委員	下川 くみ	
委員	松永 千之	
委員	田中 秀行	
委員	角 英二	
委員	長野 誠	
委員	橋本 邦彦	任期：平成 27 年 3 月 31 日まで
委員	下川 博生	任期：平成 27 年 10 月 23 日から

筑後市人権教育・啓発基本指針

2016（平成28）年3月

【発行】筑後市

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井898番地

TEL 0942-65-7039（直通）

FAX 0942-54-0336